

諮問番号：令和元年度諮問第44号

答申番号：令和元年度答申第40号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

危篤の祖父の元に向かうための移送費について、平成29年12月に処分庁の担当者に相談したところ、実際にはそのような規定はないにもかかわらず、事後申請であることを理由に請求人が申請書を提出することに難色を示し、請求人による申請を拒んだことは申請権の侵害であり違法であるから、今回改めて行った当該移送費の申請（以下「本件申請」という。）を却下した原処分（保護変更申請却下処分）は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 当時、請求人から移送費について相談があったという記録はなく、処分庁が申請を拒んだとする事実も確認できない。
- (2) 本件申請は、生活困窮に直接的に対処するための費用に係るものとはいえ、また、3か月以上前に要した費用に係るものであるから、当該移送費を遡及して支給することはできない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法並びに保護基準及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

- 2 本件申請は2年近く前に要した費用に係る申請であり、これを現在支給したとしても、生活困窮に直接的に対処する給付とは認められないとしてこれを却下した原処分に、違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人は、処分庁の担当者が誤った説明をすることにより請求人による申請を拒んだものであり、申請権の侵害であり違法である旨主張しているが、処分庁の記録等からはそのような事実があったことはうかがえず、処分庁の担当者が請求人の申請権を侵害したといえるような特段の事情も認められない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年3月3日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月9日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためその元へ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたときは、移送費が支給対象になることとされている。

なお、最低生活費の認定を事後変更し、追給の措置をとる場合、どの範囲までとすべきかについては、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされていることや、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないことから、遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであることとされている。

そこで本件についてみると、本件申請は、平成29年11月に危篤の祖父の元に向かうための移送費について、約1年9か月が経過した令和元年8月に行われたものと認められる。そして、生活保護が生活困窮に直接的に対処する給付であることに鑑みると、現在、当該移送費を遡及して支給することが適当であるとはいえないことから、本件申請を却下した原処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人は、平成29年12月当時に処分庁の担当者が実際には存在しない規定を根拠に移送費の申請を拒んだもので、申請権の侵害であることから、今回改めて当該移送費の支給を求めた本件申請を却下した原処分は違法又は不当であると主張している。

しかしながら、処分庁の記録等からは平成29年12月に請求人が主張する事実があったことは認められず、当該主張に関する請求人からの具体的な挙証もないことから、かかる請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員 (会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子